

香川県社会福祉法人経営者協議会会則

第1章 総 則

(名称・性格)

第1条 この会は、香川県社会福祉法人経営者協議会（以下本会）と称し、香川県社会福祉協議会定款20条に基づき設置されるものである。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、香川県社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人等にかかわる基本的な課題を調査検討し、かつその実践をはかり、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉法人の基盤確立のための調査・研究
- (2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員相互の情報交換、研さん、親睦、交流
- (4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談指導事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、香川県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人等とし、これを代表する理事長（代表役員等相当する者を含む。）もしくは代行しうる役員とする。

2 会員は、本会の趣旨に賛同し、入会申込みをしたもので、本会会長の承認により入会するものとする。

(会員の権利及び責務)

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の決定に関すること
- (2) 前(1)の他、本会の運営について意見を表明すること
- (3) 研修会、研究大会への参加

2 会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会会則を遵守すること
- (2) 本会決定事項を遵守すること

(3) 本会事業に対し協力すること

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費（別紙1）を納入しなければならない。

2 会員が脱退し、または、除名された場合には、既に納入された会費は返還しない。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、会員たる義務に反し、名誉を毀損したときは総会の議決を経て、除名することができる。

第3章 役 員

(定 数)

第10条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名 副会長 3名

(2) 理事 15名以内

(3) 監事 2名

(選 任)

第11条 会長、副会長は、理事会において互選する。

2 理事は、総会において会員の中から選任する。

3 監事は、総会において選任する。

(職 務)

第12条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。

4 監事は、本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(任 期)

第13条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(理事会)

第14条 理事会は、次の業務を執行する。

(1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項

- (2) 総会に付議する事項または総会により付託された事項
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
 - 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
 - 4 理事会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 理事会に出席できない場合において、あらかじめ書面をもって、会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

(委員会)

第15条 本会には、必要に応じて委員会を設置することができる。

(社会福祉法人経営青年会)

- 第16条 本会には、青年経営者の育成のため、香川県社会福祉法人経営青年会を設置する。
- 2 香川県社会福祉法人経営青年会は、別に定める運営要綱に基づき自主的に運営されるものとする。

(顧問・相談役)

- 第17条 本会には、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問並びに相談役は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第4章 総会

(総会)

- 第18条 総会は、毎年1回以上会長が招集し、これを開催する。
- 2 総会は、会員をもって構成する。
 - 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他会長が付議した事項
 - 4 総会は、会員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
 - 5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 総会の議長は、その都度会員の互選とする。
 - 7 総会に出席できない場合において、あらかじめ書面をもって、会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

第5章 会 計

(会 計)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第21条 この会則を変更しようとするときは、総会において会員総数3分の2以上の議決を必要とする。

第7章 雑 則

(全国組織との関係)

第22条 本会は、全国社会福祉法人経営者協議会の構成組織として、共同で事業を進める。よって、本会へ入会する際は、同時に全国社会福祉法人経営者協議会へ入会するものとする。

附 則

この会則は、平成元年5月16日から施行する。

平成 3年 6月18日から施行する。(1部変更)

平成 5年 5月11日から施行する。(1部変更)

平成 9年 6月23日から施行する。(1部変更)

平成13年 4月19日から施行する。(1部変更)

附 則

この会則は、平成21年6月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
(一部改正)

附 則

この会則は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
(一部改正)

附 則

この会則は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年8月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年3月10日から施行する。

本会会則第7条第1項に定める会費

- 1 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が2億円未満の法人
40,000円（全国経営協会費 30,000円を含む）

- 2 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が2億円以上10億円未満の法人
70,000円（全国経営協会費 60,000円を含む）

- 3 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が10億円以上の法人
110,000円（全国経営協会費 100,000円を含む）